

法の起源と生命保険の進展に関する国際比較

—法の起源と内生的制度の適合性を中心に—

富田 洋介

(東洋学園大学 現代経営学部 専任講師)

1. はじめに

1990年代以降、各国における資本主義の多様性を比較する研究がなされるようになった。Albert (1994) はアメリカやイギリスを中心とした国々の主要な金融市場を証券市場と位置付け、一方でフランス、ドイツ、日本などの国では銀行を主要な金融市場と位置付け分析している。証券市場型資本主義をアングロサクソン型モデルとし、銀行型資本主義をライン型モデルとして比較している。

Albert (1994) は保険の起源についても2種類に分類する方法により議論を行っている。まず、アメリカやイギリスを中心としたアングロサクソン諸国における保険業の制度的慣習をアングロサクソン型保険と分類し、次にフランスやドイツなどのヨーロッパ大陸における保険業の制度的慣習をアルペン型保険と分類している。Albert (1994) によれば、アングロサクソン型保険の起源は紅茶の積み荷にかけられる海上保険であり、一方でアルペン型保険の起源はギルド間における相互扶助保険である。アングロサクソン型保険ではリスク管理に関心が集中する一方で、アルペン型保険ではリスクを分かち合う連帯観念

に関心が集中したと述べている。

では、このような資本主義の多様性の源泉は何なのであろうか。この問題に一定の解を投じた研究が法の起源と金融 (Law and Finance) であると考ええる。La Porta, Lopez-de-Silanes, Shleifer and Vishny (1998、2000、2002) によれば、法の起源はイギリス法起源、フランス法起源、ドイツ法起源、スカンディナビア法起源の4種類に分類される。法の起源は少数株主保護や債権者保護などの諸制度に影響を与える。La Porta et al. (1998、2000、2002) の推計結果では、少数株主保護や債権者保護はイギリス法起源において最も整っており、次にスカンディナビア法起源、ドイツ法起源、フランス法起源の順に続いている。1人当たりのGDP平均で示した経済的パフォーマンスもイギリス法起源が最も高く、以降スカンディナビア法起源、ドイツ法起源、フランス法起源の順となっている。つまり、各国の金融市場における少数株主保護などの諸制度の発展が、金融市場にプラスの影響を与え、その結果、経済的パフォーマンスにもプラスの影響を与えているという内容である。

一方、Berkowitz, Pistor and Richard (2003a、2003b) の研究では、法の起源の影響という事象のみによって経済的パフォーマンスが決定されるのではなく、法の起源と各国の慣習や商習慣といった内生的制度との適合性 (Receptivity) が経済的パフォーマンスに影響を与えると主張している。この考え方の基礎となる要因は「法は認識の制度である (Cognitive Institution)」という考え方である。つまり、法は慣習や商習慣などの内生的制度に認識されなければ効果を発揮せず、場合によっては制度的齟齬を引き起こすため、経済的パフォーマンスを引き下げる。

また、比較法の視点から慣習法と制定法の相違や法の継受について分析する研究も存在する。滝沢 (2009) や五十嵐 (2010) では、当該国が法の起源を継受する際に、自ら進んで法の起源を継受する自発的

継受を行ったパターンと、当該国が過去に植民地となっていた場合や、国際金融機関などの圧力により法の起源を強制的に継受せざるをえなかったパターンとでは、後者のパターンである強制的継受の方が内生的制度と相互に適合できず失敗を導くことが指摘されている。すなわち、法の起源と内生的制度の適合性は制度的補完性を導くが、適合不可能であった場合には制度的齟齬を発生させるという仮説である。

これらの先行研究を踏まえた上で、本稿では各国が過去に継受した法の起源に着目し、主要な金融市場の進展と生命保険の進展を対象に、その関連性についてクロスカンントリー・データを用いて調査する。その議論の中で、法の起源と内生的制度の適合性が生命保険の進展に如何なる影響を与えるのかについて実証的に検証することが本稿の目的であり、貢献でもある。具体的には、データの取得可能であった42カ国をLa Porta, Lopez-de-Silanes, Shleifer (2008) に基づいて慣習法と制定法に分類する。そのうえで、生命保険の進展を示す変数である生命保険料に影響を及ぼす要因として法の起源が関連しているのかを観察するために回帰モデルを用いて検証する。慣習法と制定法では主要な金融市場が各々株式市場と銀行とで異なる。その主要な金融市場の相違が生命保険料に如何なる影響を与えるのかについて調査する。

分析にあたり、法の起源に添った金融市場を進展させている国では内生的制度と法の起源が適合しているため、生命保険が進展するという仮説を検証していく。具体的には、法の起源と主要な金融市場の適合性を示す変数を作成し回帰式に組み込む方法と、慣習法を表すダミー変数と主要な金融市場を表す変数の交差項を用いる方法を使用する。加えて、法の起源と主要な金融市場の適合性が生命保険の進展をもたらし、その生命保険の進展が経済的生産性にプラスの関連性をもたらすことを推計する。

2. 生命保険の進展と法の起源について

生命保険の進展に如何なる要因が関係するのかを整理した上で、その生命保険の進展と法の起源が導く主要な金融市場の関連性について議論する。生命保険の進展に影響を及ぼす要因は概ね2種類存在する。第1に保障機能に関連する要因であり、第2に貯蓄機能や運用機能、金融仲介機能といった金融市場に関連する要因である。

保障機能とは将来の不確実な所得変動に備えるための要因であり、Lewis (1989) やCampbell (1980) によれば、生命保険に加入する主目的は早期死亡による所得不安に対応するためである。また、Yaari (1965) では利己的な個人と、残された家族のことを考慮に入れる利他的な個人の2種類に分類した上で、二世代におけるモデルを構築している。利己的な個人の場合であれば、個人年金保険に加入し将来の所得を最適化する一方で、利他的な個人は次世代への配慮が存在するため生命保険に加入する。このように、二世代で生命保険を考察した場合、相続税や贈与税は考慮に入れるべき重要な要因となる。さらに、将来の所得が不確実な景気変動に左右される場合、対象とする国の景気変動の波が大きいのか小さいのかという問題は将来所得への不確定要素となるため、生命保険の加入に影響を与える可能性がある。

加えて、Browne and Kim (1993) によれば、生命保険の加入要因として社会保障の程度が影響を及ぼす。当該国にとって公的医療保険が整っているのか否かという事象は生命保険の加入に影響を与える可能性がある。

次に、金融市場に関連する要因に焦点を当てる。例えば、投資環境の適正化によって株式市場が進展した場合、活発化した投資活動は生命保険にも波及するかもしれない。つまり、投資家の視点から見れば生命保険も保障機能付き運用商品となるため、加入者が増加する可能性がある。この場合、株式市場の進展と生命保険の進展は「補完的」

な関係となる。また、債権者に対する制度の最適化が銀行の収益増加に繋がれば、生命保険会社における貸付金の収益性も向上する可能性がある。この生命保険のリターン向上が加入者の増加を生み出すことで、生命保険の進展につながるのであれば、生命保険の進展と金融市場の進展は「補完的」になる。

一方で、株式市場の進展により運用商品が多様化すれば、競合によって保険商品から他の金融商品へ資金が流出することも考えられる。この場合には、株式市場の進展と生命保険の進展は「代替的」である。また、銀行の信用供与額の増加が競合により生命保険会社の貸付金の減収に繋がれば、生命保険の進展と金融市場の進展は「代替的」となる。

第1節で議論したように、各国の主要な金融市場の進展は法の起源自体の影響や法の起源と内生的制度の適合性によっても影響を受ける。したがって、法の起源と金融市場の関係性を整理する必要がある。Zweigert and Kötz (1998) やLa Porta et al. (1997、1998) によれば、イギリス法起源は慣習法を基本とする法体系に分類される。イギリス法起源は歴史的経緯として証券市場、エクイティー、信託などの概念が古くから存在し、裁判については判例を基準としているため株式市場中心の制度的背景を備えている。

フランス法起源は制定法を基本とする法体系に分類される。フランス法起源では、歴史的にナポレオン法典を制定法として解釈する傾向がある。法典の解釈による裁判所の判決によって事象を解決しようとするならば、新規性があり複雑な株式市場に対応するというよりも、むしろ歴史的長期にわたり対応してきた経験を持つ銀行型金融市場に特化する傾向にある。

ドイツ法起源は制定法を基本とする法体系に分類される。ドイツではローマ法を継受することによって制定法を構築した歴史的経緯がある。したがって、フランス法起源同様、銀行型金融市場となる傾向に

ある。

一般的に制定法を基本とする法体系にドイツ法起源、フランス法起源、スカンディナビア法起源が含まれる。しかしながら、スカンディナビア法起源については一般的にScandinavian Civil Lawと記載されるものの、英米法の伝統にも大陸法の伝統にも属さない法形態であり、制定法を基本としながらも判例法的な体系も持っている。スカンディナビア法起源は、一般的にイギリス法起源の伝統にも制定法の伝統にも属さない「第三の法圏」と呼ばれる。特徴として、古代ゲルマン法である慣習法が多く残されており、成文法主義でありながら、成文法が緻密に体系化されていない反面、判例法的側面を持ち、制定法と慣習法の両面の特徴を持つ。スカンディナビアでは1100年代頃まで法律は記述されず口頭で伝承されてきた。したがって、スカンディナビア法起源では判例法的な側面を持つため、主たる金融市場は株式市場となる傾向がある。次節以降にて、上記のような法の起源と金融市場の関連性を統計的に確認していく。

3. 本稿にて使用するデータ

本節にて、使用するデータを説明する。本稿が対象とする42カ国の生命保険料と法の起源が表1に記載されている。本稿では、時系列データの取得可能であった国を対象国としている。生命保険料のデータはOECDの Insurance Statisticsから取得した。表1の*Premium*は総生命保険料を総人口で除した値である¹⁾。表1における*Premium*はUSドル

1) 各国によって主力となる生命保険商品は異なる。例えば、定期保険等は保険料が低額であり、解約・満期返戻金のある商品は保険料が高額となる。各国において、主力生命保険商品の相違が存在するものの、当該国における国民1人に対する生命保険のウェイトを表す指標を用い、国際比較を行う事には一定の価値があると考ええる。

ベースによって表記されている。*Premium*の数値は2009年から2016年におけるデータの算術平均であり、対象国ごとに集計している。当該年のデータに欠損が認められる場合、前年のデータが存在する場合には前年のデータを使用し、前年のデータが存在しない場合には欠損値として扱っている。すなわち、使用するデータは不完備パネルデータ (Unbalanced Panel Data) である。*Legal Origin*は法の起源であり、La Porta et al. (2008) における分類を使用している。Eはイギリス法起源、Fはフランス法起源、Gはドイツ法起源、Sはスカンディナヴィア法起源を示す。

表 1 対象国の生命保険料と法の起源

国名	<i>Premium</i> (USD)	<i>Legal</i> <i>Origin</i>	国名	<i>Premium</i> (USD)	<i>Legal</i> <i>Origin</i>
Australia	1,968	E	Italy	1,961	F
Austria	1,092	G	Japan	2,966	G
Belgium	2,040	F	Korea	1,797	G
Brazil	188	F	Latvia	56	G
Canada	816	E	Lithuania	80	F
Chile	391	F	Luxembourg	41,097	F
Colombia	81	F	Mexico	88	F
Costa Rica	24	F	Netherlands	1,459	F
Czech Republic	318	G	Norway	2,560	S
Denmark	8,349	S	Poland	312	G
Estonia	166	G	Portugal	1,079	F
Finland	1,130	S	Russia	13	F
France	2,205	F	Slovak Republic	272	G
Germany	1,373	G	Slovenia	302	F
Greece	232	F	South Africa	748	E
Hungary	192	G	Spain	758	F
Iceland	101	S	Sweden	2,078	S
India	48	E	Switzerland	4,076	G
Indonesia	43	F	Turkey	23	F
Ireland	8,147	E	United Kingdom	4,004	E
Israel	848	E	United States	2,809	E

表1における*Premium*は、生命保険料を総人口で除した値である。この生命保険料のデータはOECDのInsurance Statisticsから取得している。各数値は2009年から2016年におけるデータの算術平均であり、対象国ごとに集計している。対象国は42カ国である。欠損値について、当該年のデータに欠損が認められる場合、前年のデータが存在する場合には前年のデータを使用し、存在しない場合には欠損値として扱っている。*Legal Origin*は法の起源であり、La Porta et al. (2008) の分類を使用している。Eはイギリス法起源、Fはフランス法起源、Gはドイツ法起源、Sはスカンディナヴィア法起源を示す。

本稿の分析に使用する変数の定義が表 2 に示されている。*Life Insurance Premium* は生命保険料を表し、変数 *Premium* と表記される。変数 *Premium* は生命保険料を総人口で除し、その値を自然対数化したものである。

表 2 変数の定義

変数	概要	定義
<i>Life Insurance Premium Premium</i>	生命保険料 生命保険料/総人口 (USD)	生命保険料の支払金額を総人口で除し、その値を自然対数化したもの
<i>Insurance Functions</i>	保障機能	
<i>Life</i>	平均寿命 (歳)	平均寿命年齢の自然対数
<i>Inheritance Tax</i>	相続税/GDP (%)	相続税と贈与税の税収を GDP で除した値
<i>Risk</i>	景気変動リスク	過去 20 年間における GDP 成長率の標準偏差
<i>Medicare</i>	公的医療費/総人口 (USD)	公的医療費を総人口で除し、その値を自然対数化したもの
<i>Financial Markets</i>	金融市場	
<i>Bank</i>	銀行信用供与額 (USD)	銀行の信用供与額を総人口で除し、その値を自然対数化したもの
<i>Stock</i>	株式時価総額 (USD)	株式時価総額を総人口で除し、その値を自然対数化したもの
<i>Bank/Stock</i>	主要とする金融市場	銀行の信用供与額を株式時価総額で除し、その値を自然対数化したもの
<i>Legal Origin</i>	法の起源	
<i>Common Law</i>	慣習法ダミー	対象国が慣習法である場合に 1 とし、制定法を 0 とするダミー変数
<i>Productivity</i>	経済的生産性	
<i>GDP</i>	1 人当たりの GDP (USD)	1 人当たりの GDP の自然対数
<i>Control Variables</i>	コントロール変数	
<i>Inflation</i>	インフレ率 (%)	GDP デフレーターによるインフレ率
<i>Unemployment</i>	失業率 (%)	失業率
<i>Growth</i>	過去 5 年間の経済成長率 (%)	過去 5 年間における実質 GDP の幾何平均成長率
<i>OECD</i>	OECD 加盟国	対象国が OECD 加盟国である場合に 1 とし、それ以外を 0 とするダミー変数

変数 *Premium*、*Life*、*Inheritance Tax*、*Medicare*、*OECD* は OECD のデータベースから取得し作成している。変数 *Risk*、*Bank*、*Stock*、*Bank/Stock*、*GDP*、*Inflation*、*Unemployment* は World Bank の Indicators Data から取得し作成している。慣習法に関するダミー変数は La Porta et al. (2008) の分類を使用し、イギリス法起源とスカンディナヴィア法起源を慣習法と分類している。変数 *Growth* は IMF の World Economic Outlook Database, April 2018 から取得し作成している。

*Insurance Functions*は保障機能に関する変数を表し、変数*Life*、変数*Inheritance Tax*、変数*Risk*、変数*Medicare*を用いる。変数*Life*は平均寿命の自然体対数である。変数*Inheritance Tax*は相続税と贈与税による税収をGDPで除した値である。変数*Risk*は過去20年間におけるGDP成長率の標準偏差である。変数*Medicare*は公的医療費を総人口で除し、その値を自然対数化したものである。

*Financial Markets*は金融市場に関する変数であり、変数*Bank*、変数*Stock*、変数*Bank/Stock*を用いる。変数*Bank*は銀行による信用供与額を総人口で除し、その値を自然対数化したものである。変数*Stock*は株式時価総額を総人口で除し、その値を自然対数化したものである。変数*Bank/Stock*は銀行による信用供与額を株式時価総額で除し、その値を自然対数化したものである。変数*Bank/Stock*は当該国の金融市場が銀行中心であるのか、株式市場中心であるのかを判断するために使用する。

*Legal Origin*は法の起源を表し、変数*Common Law*を用いる。変数*Common Law*は対象国の法の起源が慣習法である場合に1とし、制定法である場合に0とするダミー変数である。本稿ではイギリス法起源とスウェーデン法起源を慣習法とし、フランス法起源とドイツ法起源を制定法として分類している。*Productivity*は経済的生産性を示す変数*GDP*を用いる。変数*GDP*は1人当たりのGDPの自然対数である。これらの変数は第2節にて議論された内容に則したものである。

*Control Variables*は回帰分析に使用されるコントロール変数であり、変数*Inflation*、変数*Unemployment*、変数*Growth*、変数*OECD*を用いる。変数*Inflation*はGDPデフレーターによるインフレ率である。変数*Unemployment*は失業率であり、変数*Growth*は過去5年間における実質GDPの幾何平均成長率である。変数*OECD*はOECD加盟国を1とし、それ以外を0とするダミー変数である。

対象とするデータは2009年から2016年である。表1と同様に、当該

年が欠損値であった場合、前年のデータが存在する場合には前年のデータを使用し、存在しない場合には欠損値として扱っている。変数 *Premium*、変数 *Life*、変数 *Inheritance Tax*、変数 *Medicare*、変数 *OECD* はOECDのデータベースから取得し、変数 *Risk*、変数 *Bank*、変数 *Stock*、変数 *Bank/Stock*、変数 *GDP*、変数 *Inflation*、変数 *Unemployment* はWorld BankのIndicators Dataから取得し作成している。変数 *Common Law* に用いる法の起源についてはLa Porta et al. (2008) の分類を使用している。変数 *Growth* はIMFのWorld Economic Outlook Database, April 2018 から取得し作成している。本稿において用いられる変数の記述統計量は表3に記載されている。

表3 記述統計量

変数	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値	観測数
<i>Premium</i>	6.301	6.665	1.870	-1.909	10.840	328
<i>Life</i>	4.358	4.387	0.068	4.002	4.431	336
<i>Inheritance Tax</i>	0.119	0.046	0.156	0.000	0.790	312
<i>Risk</i>	2.887	2.426	1.409	0.847	7.431	336
<i>Medicare</i>	7.158	7.355	1.353	2.284	8.995	336
<i>Bank</i>	9.835	10.171	1.291	6.276	11.895	336
<i>Stock</i>	9.369	9.739	1.435	5.732	12.260	304
<i>Bank/Stock</i>	2.459	1.493	2.961	0.207	22.715	304
<i>GDP</i>	10.088	10.228	0.904	6.994	11.689	336
<i>Common Law</i>	0.310	0.000	0.463	0.000	1.000	336
<i>Inflation</i>	2.405	1.726	3.056	-9.680	23.642	336
<i>Unemployment</i>	8.745	7.565	5.002	2.980	27.470	336
<i>Growth</i>	1.850	1.502	2.178	-5.914	8.314	336
<i>OECD</i>	0.777	1.000	0.417	0.000	1.000	336

対象とするデータは2009年から2016年である。対象国は42カ国であり、欠損値については当該年が欠損値であった場合、前年のデータが存在する場合には前年のデータを使用し、存在しない場合には欠損値として扱っている。

4. 法の起源と主要な金融市場

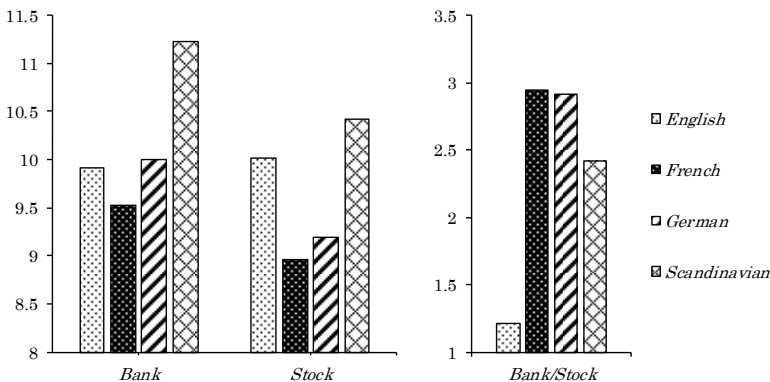
法の起源によって、各国が主要とする金融市場のタイプは異なるのであろうか。この疑問を明らかにするために、本節ではデータを用いて法の起源と金融市場の関係性を分析する。同時に、生命保険料と法

の起源の関連性や、生命保険料と主要な金融市場の関連性についても調査する。

図 1 は変数 $Bank$ と変数 $Stock$ および変数 $Bank/Stock$ を法の起源ごとに整理したグラフである。*English*はイギリス法起源、*French*はフランス法起源、*German*はドイツ法起源、*Scandinavian*はスカンディナビア法起源の国々である。

慣習法の素地を持つイギリス法起源やスカンディナビア法起源では相対的に株式時価総額が高く、銀行による信用供与額を株式時価総額で除した値を見ても、イギリス法起源とスカンディナビア法起源はフランス法起源やドイツ法起源と比較すると数値が低い傾向にある。特に、スカンディナビア法起源については制定法の素地も存在するため、銀行による信用供与額も高く、中間的な位置となっている。

図 1 法の起源と金融市場



各法の起源における $Bank$ 、 $Stock$ 、 $Bank/Stock$ は 2009 年から 2016 年のデータを用い、法の起源別に算術平均を用いて算出している。

表 4 において、慣習法を *Common Law*、制定法を *Civil Law* と表記した上で、変数 *Bank/Stock* の平均値に差異が存在するのかを確認するために t 検定を行った²⁾。その結果、変数 *Bank/Stock* は制定法を法の起源とする国においてその平均値が高く、1%水準で有意である。つまり、慣習法を法の起源とする国と制定法を法の起源とする国では主要な金融市場が異なるということである。

表 4 慣習法と制定法の相違について

変数	<i>Bank/Stock</i>	
	<i>Common Law</i>	<i>Civil Law</i>
平均値	0.206	0.622
観測数	96	208
t 値	-4.174***	

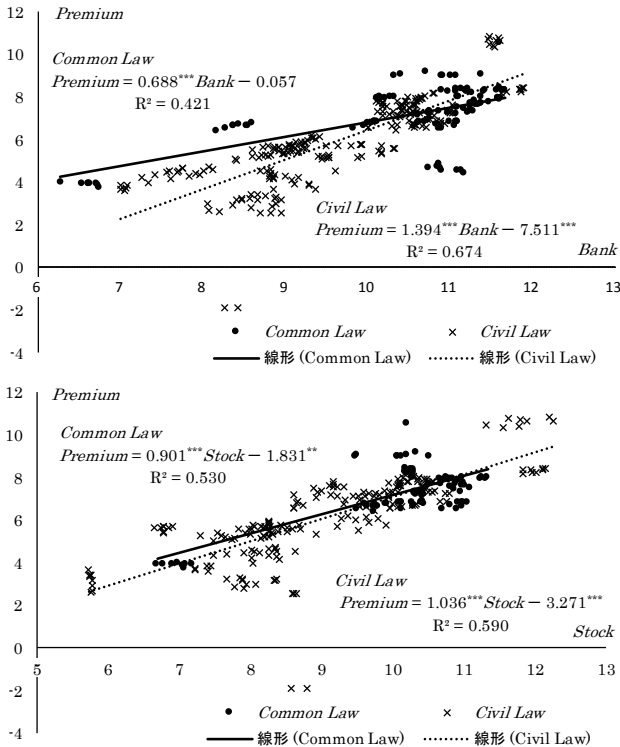
平均値の差における t 検定を行っている。*、**、***は各々 10%水準、5%水準、1%水準で有意であることを表す。推計方法は等分散を仮定しないノンパラメトリック検定によって行われ、t 検定は両側検定である。各国の *Bank/Stock* は 2009 年から 2016 年までの値を用いている。

各国の主要な金融市場が法の起源によって異なるのであれば、生命保険料は主要な金融市場の相違によって影響を受けるのであろうか。図 2 はサンプルを *Common Law* と *Civil Law* に分割し、生命保険料と各金融市場の規模について回帰分析を行った結果である。図 2 における回帰分析は最小二乗法により推計している。図 2 における銀行信用供与額を説明変数としたモデルの観測数は *Common Law* において 104 であり、*Civil Law* において 224 である。株式時価総額を説明変数としたモデル

2) 推計方法は等分散を仮定しないノンパラメトリック検定 (Nonparametric test) によって行われ、t 検定は両側検定である。サンプルを 2 種類の法の起源に分類しているためサンプルサイズが小さく、等分散に関する F 検定を行ったところ棄却されたため、比較する 2 標本が等分散であることを仮定することは難しい。したがって、本稿では分散が等しくないと仮定した 2 標本による検定である、Welch の方法を用いて計測している。

の観測数は*Common Law*において96であり、*Civil Law*において200である。使用データは2009年から2016年の値を用いている。

図2 法の起源の相違による生命保険料と金融市場の関連性



回帰分析は最小二乗法により推計している。変数*Bank*を説明変数としたモデルの観測数は*Common Law*において104であり、*Civil Law*において224である。変数*Stock*を説明変数としたモデルの観測数は*Common Law*において96であり、*Civil Law*において200である。使用データは2009年から2016年の値を用いている。*、**、***は各々10%水準、5%水準、1%水準で有意であることを表す。

説明変数を*Bank*とするモデルでは、サンプルを*Common Law*としたモ

デルの方が、サンプルを*Civil Law*としたモデルより変数*Bank*における係数が小さい。つまり、慣習法の国における銀行信用供与額の拡大より、制定法の国における銀行信用供与額の拡大の方が、生命保険料の拡大に寄与することが推測できる。一方、説明変数を*Stock*とするモデルでは、係数の傾きにさほど大きな差は無い。制定法の国において、生命保険料の拡大に銀行信用供与額の拡大がより多く寄与しているのであれば、制定法の国では生命保険料の拡大と銀行信用供与額の拡大は制度補完的な関係があると捉えることができる。

5. 生命保険料に影響を与える要因について

生命保険料に影響を与える要因を特定するために下記の回帰モデルを構築する。

$$\text{Life Insurance Premium}_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 \text{Insurance Functions}_{it} + \alpha_2 \text{Financial Markets}_{it} + \alpha_3 \text{Legal Origin}_i + \alpha_4 \text{Control Variables}_{it} + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

ここで、式(1)における*Life Insurance Premium*は変数*Premium*を用いる。*Insurance Functions*は保障機能に関する変数を用い、変数*Life*、変数*Inheritance Tax*、変数*Risk*、変数*Medicare*をモデルに組み込む。変数*Life*をモデルに組み込む理由は平均寿命の長さが生命保険の加入に影響を及ぼすとされているためである。さらに、相続税や贈与税のために多くの支出を必要とする国では生命保険の加入者が増加すると共に、その保障金額も高く設定する可能性がある。したがって、変数*Inheritance Tax*をモデルに組み込む。変数*Risk*は過去20年におけるGDP成長率の標準偏差である。景気変動リスクの高い国では将来の所得に対する不安が増加する。その将来不安が生命保険の加入や保障

金額の増加を導く可能性もある。変数*Medicare*は1人当たりの公的医療費である。医療費の公的負担が下記の2種類の経路を通じて生命保険の加入に影響を与えると考えられるのでモデルに加える。

第1に、公的医療費が高額であれば、生命保険に頼る機会が減るため加入者が減少する。第2に、単純に医療費が高い国では必然的に公的医療費は高くなる。同時に、公的医療費で補うことのできない医療も高額になると考えれば、生命保険契約の増加に繋がるという2種類の経路である。

*Financial Markets*は金融市場に関する変数であり、変数*Bank*、変数*Stock*、変数*Bank/Stock*を用いる。生命保険料の増減は金融市場の規模と補完的な関係にあるのか、もしくは代替的な関係にあるのかを明らかにするためにモデルに組み込む。推計の際に変数*Bank*と変数*Stock*を各々別のモデルにて推計する。変数*Bank*と変数*Stock*の相関係数が0.8以上と高く、多重共線性の問題を回避する必要があるからである。

*Legal Origin*には法の起源が慣習法である場合に1とするダミー変数*Common Law*を使用する。さらに、変数*Common Law*と変数*Bank*の交差項、変数*Common Law*と変数*Stock*の交差項を別々のモデルに組み込む。すなわち、慣習法を継受したという要因が銀行の信用供与額や株式時価総額を通じて生命保険料にどのような影響を及ぼすのかを推計するためである。

次に、第1節において議論したように、法の起源が各国の主要な金融市場に影響を与え、その法の起源と適合した金融市場を持つ国において制度的補完性が生ずるのであれば、当該国の生命保険は進展していることが予測される。したがって、変数*Coordination*を作成し、モデルに加えることで法の起源と金融市場の適合性が生命保険料に如何なる影響を与えるのかを検証する。変数*Coordination*は下記の通り定義される。

$$Coordination_{it,p} = -(a_{it,p} - a_{avg,p})$$

$$Coordination_{it,q} = a_{it,q} - a_{avg,q}$$

$$Coordination_{it} = Coordination_{it,p} + Coordination_{it,q}$$

ここで、 a は変数*Bank/Stock*の値であり、 i は国を表し、 t は期間を表す。 p は法の起源が慣習法の国を示し、 q は法の起源が制定法である国を示す。 avg は変数*Bank/Stock*の算術平均を表す。つまり、慣習法の素地を持つイギリス法起源やスキャンディナヴィア法起源と制度補完的である金融市場は株式市場であると仮定し、制定法であるフランス法起源やドイツ法起源は銀行中心の金融市場と制度的補完性があると仮定している。例えば、イギリス法起源の国の変数*Bank/Stock*の値が慣習法を法の起源とする国全体の平均値より低ければ、法の起源と株式市場の間に制度的補完性が存在すると判断している。一方で、フランス法起源のような制定法を基本とする国では変数*Bank/Stock*の値が制定法を法の起源とする国全体の平均値より低ければ制度的な齟齬が生じると考え、変数*Bank/Stock*の値が平均値より高い場合には、法の起源と金融市場の間に制度的補完性があると捉えている。すなわち、変数*Coordination*の数値が高ければ、制度的補完性の程度が高いという意味を持つ³⁾。その制度的補完性と生命保険料の間に如何なる関連性が存在するのかを回帰分析によって確認する。

式 (1) における *Control Variables* はコントロール変数である。インフレ率が生命保険料の価格設定に影響を及ぼす可能性があるため変数*Inflation*をモデルに加える。失業率や経済の発展段階が生命保険料に影響を与える可能性があることから変数*Unemployment*と変数*Growth*をモデルに加えてその影響力をコントロールする。先進国の持つ特異性

3) 変数*Coordination*の観測数は304であり、平均値は-0.048、中央値は-0.115、標準偏差は0.838、最小値は-1.666、最大値は2.431であった。

をコントロールするために変数 *OECD* をモデルに組み込む。

式 (1) は変数 *Common Law* を含むモデルにおいては変量効果モデルによって推計され、変数 *Common Law* を同時に推計しないモデルについては Hausman test に基づいて固定効果モデルか変量効果モデルかを判断する⁴⁾。式 (1) の i は国を、 t は期間を表し、 ε は誤差項である。

6. 推計結果

式 (1) の推計結果が表 5 に記載されている。左側 2 列のモデル①と②では変数 *Bank* と変数 *Stock* を別々に推計し、同時に変数 *Common Law* との交差項を組み込んだモデルである。最右列のモデル③は *Financial Markets* と *Legal Origin* の代わりに変数 *Coordination* を組み込んだモデルである⁵⁾。左側 2 列①と②は変量効果モデルによって推計され、モデル③は固定効果モデルによって推計される。モデル③については Hausman test を行い、1 % 水準で有意であったため固定効果モデルが選択される。

4) 法の起源を示す変数は対象期間中に変化しないダミー変数である。したがって、時間不変の共変量の影響を完全に取り除いた上で行う固定効果モデルでは推計不可能となる。このことから、本稿では変数 *Common Law* を含むモデルについては変量効果モデルを用いて推計を行っている。また、モデル選択においては固定効果モデルについては F 検定を行い、変量効果モデルにおいては Breusch and Pagan 検定を行った。その結果、全てのモデルの F 値および LM 統計量は 1 % 水準で有意であった。したがって、プールド回帰モデル (Pooled Regression Model) と比較して固定効果モデル、もしくは変量効果モデルが採択される。なお、使用統計ソフトは TSP である。

5) 変数 *Coordination* は変数 *Common Law* と変数 *Bank/Stock* から作成された変数であるため、別モデルによって推計した。補足として、変数 *Coordination* と変数 *Bank/Stock* の相関係数は 0.420 であった。

表5 生命保険料と主要な金融市場の関連性

変数	<i>Premium</i>		
	Random ①	②	Fixed ③
<i>Life</i>	-2.265 (-1.480)	-1.878 (-1.270)	-2.392 (-1.131)
<i>Inheritance Tax</i>	0.791** (2.135)	0.727** (1.975)	0.669 (1.535)
<i>Risk</i>	-0.005 (-0.089)	0.074 (1.348)	0.018 (0.300)
<i>Medicare</i>	0.651*** (4.939)	0.908*** (8.307)	0.825*** (6.295)
<i>Bank</i>	0.407*** (3.886)		
<i>Stock</i>		0.186*** (2.440)	
<i>Common Law</i>	5.590*** (3.111)	5.200*** (2.747)	
<i>Bank × Common Law</i>	-0.503*** (-2.986)		
<i>Stock × Common Law</i>		-0.465*** (-2.550)	
<i>Coordination</i>			0.166*** (2.687)
<i>Inflation</i>	0.001 (0.169)	-0.005 (-0.466)	-0.007 (-0.674)
<i>Unemployment</i>	0.000 (0.033)	0.005 (0.399)	0.010 (0.677)
<i>Growth</i>	0.002 (0.122)	0.000 (0.000)	0.002 (0.079)
<i>OECD</i>	0.272*** (2.496)	0.140 (0.990)	0.111 (0.752)
<i>Con.</i>	7.154 (1.103)	5.872 (0.935)	— —
<i>Year</i>	Yes	Yes	Yes
Adj-R ²	0.675	0.753	0.981
F test	—	—	99.231***
LM test	233.318***	258.472***	—
Hausman test	—	—	25.199***
Obs.	304	280	280

*、**、***は各々10%水準、5%水準、1%水準で有意であることを表す。()内の数値はt値である。Randomは変量効果モデル、Fixedは固定効果モデルによって推計されている。変数*Year*は年ダミーを表し、モデルに組み込まれている場合にYesと表記している。Obs.は観測数を示す。

モデル①と②において、変数*Inheritance Tax*の係数はプラスであり、5%水準で有意である。しかしながら、モデル③では係数はプラスであるものの有意な水準ではなかった。したがって、生命保険料の増加は相続税および贈与税の増加と正の関連性を持つ傾向にあるが頑健性のある結果ではないと言えるであろう。変数*Medicare*は係数がい

ずれのモデルにおいてもプラスであり、1%水準で有意である。つまり、公的医療費の増加は生命保険料の増加と関連付けられる。この結果は医療費が高い国では必然的に公的医療費が高くなっているのと同時に、公的医療費で補うことのできない医療の部分も高額になっているため、生命保険に加入すると解釈できる。

変数*Bank*の係数はプラスであり1%水準で有意であったものの、変数*Bank*と変数*Common Law*の交差項の係数はマイナスであり1%水準であった。すなわち、制定法の国における変数*Bank*の係数は0.407であるのに対し、慣習法の国における変数*Bank*の係数は-0.096 ($-0.096 = 0.407 - 0.503$)と解釈することができる。

したがって、制定法の国における銀行による信用供与額の増加は生命保険料の増加と関連付けられるが、慣習法の国における銀行による信用供与額の増加は生命保険料の減少と関連付けられる。この結果は生命保険の持つ金融仲介機能と銀行の持つ機能が制定法の国では補完的であり、慣習法の国では代替的であることを示唆している。

一方、変数*Stock*の係数はプラスであり1%水準で有意であるが、変数*Stock*と変数*Common Law*の交差項の係数はマイナスであり1%水準で有意である。すなわち、制定法の国における変数*Stock*の係数は0.186であるのに対し、慣習法の国における変数*Stock*の係数は-0.279 ($-0.279 = 0.186 - 0.465$)と解釈することができる。したがって、制定法の国における株式時価総額の増加は生命保険料の増加と関連付けられるが、慣習法の国における株式時価総額の増加は生命保険料の減少と関連付けられる。つまり、制定法の国では株式市場の進展と生命保険の進展は補完的な関係であり、慣習法の国では代替的である。

加えて、最右列のモデル③における変数*Coordination*の係数はプラスであり、1%水準で有意となっている。この結果は、法の起源と制度補完的な金融市場を持つ国において生命保険料が高いことを示している。

7. 経済的生産性と生命保険料の関連性

生命保険料の増加が経済的生産性の増加と関連付けられるのかどうかを検証するために下記の回帰式を用いて推計する。

$$\begin{aligned} \text{Productivity}_{it} = & \beta_0 + \beta_1 \text{Life Insurance Premium}_{it} + \beta_2 \text{Coordination}_{it} + \\ & \beta_3 \text{Financial markets}_{it} + \beta_4 \text{Legal Origin}_i + \beta_5 \text{Control Variables}_{it} + \\ & e_{it} \quad (2) \end{aligned}$$

ここで、*Productivity*は1人当たりのGDPを自然対数化した変数*GDP*を用いる。*Life Insurance Premium*は変数*Premium*をモデルに組み込み、次に法の起源と主要な金融市場の制度的補完性を示す変数*Coordination*をモデルに加える。分析の際に、変数*Premium*と変数*Coordination*の交差項を加える。この交差項の導入により、生命保険料と制度的補完性が経済的生産性に対して相乗効果を生み出しているのかを分析することができる。*Financial Markets*は変数*Bank/Stock*を使用し、各国の金融市場が銀行中心であるのか株式市場中心であるのかという相違が経済的生産性に影響を与えるのか否かを推計する。*Legal Origin*は変数*Common Law*を用い、*Control Variables*は式(1)と同様の変数を用いる。*e*は誤差項である。

表6に式(2)の推計結果が示されている。左列モデル①は変数*Common Law*と、前述の変数*Premium*と変数*Coordination*の交差項を組み込んだモデルであり変量効果モデルによって推計される。モデル②は一般化積率法(Generalized Method of Moments: GMM)によって推計される。モデルの中で発生し得る同時性などの内生性の問題を回避するために一般化積率法を用いる。操作変数は定数項を設定し、変数*Life*、変数*Inheritance Tax*、変数*Risk*、変数*Medicare*、変数*Bank/Stock*、変

数*Coordination*、変数*Common Law*、変数*Year*を組み込んでいる。定数項を含め操作変数の数は15である。モデル③は変数*Premium*と変数*Coordination*の交差項および変数*Bank/Stock*を除いたモデルを推計している。Hausman testを行ったところ1%水準で有意となったため、固定効果モデルによって推計を行っている。

表6 経済的生産性と生命保険料の関連性について

	<i>GDP</i>		
	Random ①	GMM ②	Fixed ③
<i>Premium</i>	0.136*** (8.605)	0.376*** (6.702)	0.048*** (3.668)
<i>Coordination</i>	-0.408*** (-6.070)	0.184*** (4.252)	0.040* (1.852)
<i>Premium</i> × <i>Coordination</i>	0.058*** (6.327)		
<i>Bank/Stock</i>	0.148*** (5.394)	0.073 (1.473)	
<i>Common Law</i>	0.310** (2.006)	0.139** (2.267)	
<i>Inflation</i>	0.000 (0.096)	0.033 (0.540)	-0.003 (-1.052)
<i>Unemployment</i>	-0.023*** (-6.064)	-0.062*** (-4.117)	-0.025*** (-6.202)
<i>Growth</i>	0.006 (0.850)	-0.054 (-1.130)	0.003 (0.398)
<i>OECD</i>	0.096** (1.918)	0.892*** (4.585)	0.022 (0.412)
<i>Con.</i>	9.132*** (60.887)	7.431*** (15.853)	— —
<i>Year</i>	Yes	—	Yes
Adj-R ²	0.549	0.813	0.992
F test	—	—	223.420***
LM test	192.815***	—	—
Hausman test	—	—	91.364***
Overidentifying restrictions test	—	2.261 [0.894]	— —
Obs.	296	280	296

Randomは変量効果モデル、Fixedは固定効果モデルによる推計である。変数*Year*は年ダミーを表し、モデルに組み込まれている場合にYesと表記している。GMMは一般化積率法（GMM）により推計している。操作変数は定数項を設定し、*Life*、*Inheritance Tax*、*Risk*、*Medicare*、*Bank/Stock*、*Coordination*、*Common Law*、*Year*を組み込んでいる。定数項を含め操作変数の数は15である。Overidentifying restrictions testは過剰識別検定の結果を記載している。[]内の数値はp値である。Obs.は観測数である。

変数*Premium*はいずれのモデルにおいても係数はプラスであり 1 % 水準で有意である。すなわち、生命保険料の増加は経済的生産性の増加に関連付けられる。次に、法の起源と金融市場の適合性が生命保険の進展を通じて経済的生産性に与える影響をみると、左列のモデル①では変数*Premium*と変数*Coordination*の交差項における係数はプラスであり、1 % 水準で有意となっている。

すなわち、経済的生産性は生命保険料の増加という要因と、法の起源と金融市場に存在する制度的補完性という要因によって相乗的に増加する。一般化積率法で推計したモデル②では、変数*Coordination*の係数はプラスであり 1 % 水準で有意である。また、モデル③の固定効果モデルでは変数*Coordination*の係数はプラスであり 10 % 水準で有意である。これらの結果から、法の起源と金融市場の適合性は経済的生産性に対して正の関連性を持つ。

モデル①における変数*Bank/Stock*の係数はプラスであり 1 % 水準で有意であるものの、一般化積率法で推計されたモデル②では有意な値とはならなかった。変数*Common Law*の係数については①の変量効果モデルおよび一般化積率法で推計されたモデル②の両方においてプラスであり、5 % 水準で有意であった。つまり、慣習法の国における経済的生産性は高い傾向にあることが推計された。

ロバストネスチェックとしてサンプルを慣習法と制定法に分割し、各々推計した結果が表7-1および表7-2に記載されている。表7-1および表7-2に記載されているモデルは変数*Premium*と変数*Bank/Stock*の交差項を組み込んでいる。この交差項を組み込むことによって、慣習法の国において、株式市場中心の金融市場であることが生命保険料の増加を通じて経済的生産性の増加につながるのかどうか、もしくは制定法の国において、銀行中心の金融市場であることが生命保険料の増加を通じて経済的生産性の増加につながるのかどうかを判断することができる。

慣習法を継受した国をサンプルとした表7-1では、Hausman testを行った結果、交差項を含むモデルと含まないモデルの両方において1%水準で有意となったため、固定効果モデルが採択される。交差項を含まないモデル①において、変数*Bank/Stock*の係数はプラスであり5%水準で有意となっているものの、モデル③における変数*Premium*と変数*Bank/Stock*の交差項の係数はマイナスであり10%水準で有意である。これらの結果から、頑健性のある結果ではないが、慣習法を継受した国では株式市場中心の国における生命保険料の増加が経済的生産性に正の関連性を与える傾向にある。

表 7-1 経済的生産性と生命保険料の関連性について（慣習法）

変数	GDP			
	Common Law			
	Fixed ①	Random ②	Fixed ③	Random ④
<i>Premium</i>	0.010 (0.347)	0.096*** (3.472)	0.063 (1.472)	0.281*** (8.109)
<i>Bank/Stock</i>	0.097** (2.227)	0.090** (2.133)	0.431** (2.120)	1.305*** (7.278)
<i>Premium</i> × <i>Bank/Stock</i>			-0.042* (-1.682)	-0.154*** (-6.985)
<i>Inflation</i>	-0.003 (-0.632)	-0.002 (-0.402)	-0.003 (-0.652)	-0.002 (-0.501)
<i>Unemployment</i>	-0.062*** (-5.841)	-0.059*** (-6.126)	-0.060*** (-5.632)	-0.050*** (-5.453)
<i>Growth</i>	0.000 (0.019)	-0.009 (-0.779)	-0.004 (-0.304)	-0.023** (-2.058)
<i>OECD</i>	-0.141 (-1.620)	0.037 (0.432)	-0.148* (-1.723)	0.010 (0.119)
<i>Con.</i>	—	10.096*** (39.291)	—	8.801*** (31.302)
<i>Year</i>	Yes	Yes	Yes	Yes
Adj-R ²	0.996	0.298	0.996	0.768
F test	174.500***	—	117.920***	—
LM test	—	40.981***	—	83.422***
Hausman test		98.250***		93.458***
Obs.	96	96	96	96

Fixedは固定効果モデル、Randomは変量効果モデルによって推計されている。*Common Law*は対象とするサンプルを示し、Obs.は観測数である。変数*Year*は年ダミーを表し、モデルに組み込まれている場合にYesと表記している。*、**、***は各々10%水準、5%水準、1%水準で有意であることを表す。()内の数値はt値である。

制定法を継受した国をサンプルとした表7-2では、Hausman testを行った結果、両モデルとも1%水準で有意であることから固定効果モデルが支持される。交差項を含まないモデル①において、変数*Bank/Stock*の係数はプラスであり1%水準の有意性を示し、モデル③における変数*Premium*と変数*Bank/Stock*の交差項の係数はプラスを示し、1%水準で有意である。これらの結果から、制定法を継受し、銀行中心の金融市場を持つ国における生命保険料の増加は経済的生産性と正の関連性を持つ。

表7-2 経済的生産性と生命保険料の関連性について（制定法）

変数	GDP			
	<i>Civil Law</i>			
	Fixed ①	Random ②	Fixed ③	Random ④
<i>Premium</i>	0.048*** (3.233)	0.082*** (5.909)	0.070*** (4.491)	0.104*** (7.242)
<i>Bank/Stock</i>	0.088*** (3.191)	0.060** (2.301)	-0.139** (-2.006)	-0.206*** (-3.185)
<i>Premium</i> × <i>Bank/Stock</i>			0.040*** (3.547)	0.048*** (4.467)
<i>Inflation</i>	0.000 (-0.112)	-0.002 (-0.667)	0.001 (0.364)	0.000 (0.004)
<i>Unemployment</i>	-0.020*** (-4.609)	-0.019*** (-4.457)	-0.020*** (-4.625)	-0.019*** (-4.440)
<i>Growth</i>	0.001 (0.099)	-0.001 (-0.156)	0.006 (0.687)	0.005 (0.590)
<i>OECD</i>	0.030 (0.455)	0.143** (2.275)	0.030 (0.468)	0.128** (2.098)
<i>Con.</i>	— —	9.441*** (66.598)	— —	9.303*** (65.841)
<i>Year</i>	Yes	Yes	Yes	Yes
Adj-R ²	0.988	0.618	0.989	0.577
F test	154.200***	—	157.370***	—
LM test	—	149.260***	—	140.852***
Hausman test	62.785***		59.435***	
Obs.	200	200	200	200

Fixedは固定効果モデル、Randomは変量効果モデルによって推計されている。*Civil Law*は対象とするサンプルを示し、Obs.は観測数である。変数*Year*は年ダミーを表し、モデルに組み込まれている場合にYesと表記している。*、**、***は各々10%水準、5%水準、1%水準で有意であることを表す。()内の数値はt値である。

上記のロバストネスチェックからも、法の起源と金融市場の適合性が生命保険料の増加を通じて経済的生産性にプラスの影響を与えることを示すことができたと考える。ただし、慣習法の国については株式市場中心の国における高い生命保険料が高い経済的生産性を導くのかどうかについては頑健性のある結果とはならなかった。この結果は表 5 の結果が示すように、生命保険料と株式市場の進展との関連性において、慣習法を継受した国では代替的であることが複雑に影響しているのかもしれない。

8. 本稿のまとめと限界について

本稿では、生命保険の進展に如何なる要因が関連しているのかを回帰分析を用いて推計した。その結果、生命保険料の増加は概ね相続税および贈与税の増加と正の関連性があり、また公的医療費の増加と生命保険の進展は正の関連性がある。この結果より、医療費そのものが高い国では必然的に公的医療費も高く、公的医療費で補えない部分も高額になっているため、生命保険に加入するのではないかと考える。また、制定法の国における生命保険料の増加は銀行による信用供与額や株式時価総額の増加と正の関連性を持つ。慣習法の国において銀行の信用供与額や株式時価総額の増加と生命保険料の増加は代替的な関係となる。ただし、各国の法の起源を考慮し、当該国の金融市場が法の起源と制度補完的な金融市場を進展させている場合、その国の生命保険料は高い。

生命保険料の増加は経済的生産性の増加と関連付けられ、特に経済的生産性は生命保険料の増加という要因と、法の起源と金融市場の間に存在する制度的補完性によって相乗的に増加する。つまり、本稿のインプリケーションとして重視される内容は、法の起源が各国の主要な金融市場のタイプに影響を与えるため、その法の起源と内生的制度

に適合する形での制度設計が生命保険業界を進展させるのではないであろうかという主張である。したがって、「ある先進国で特定の制度的仕組みが導入されているから」という理由のみで、その制度的仕組みを法の起源の相違などを考慮せず安易に自国に導入すれば、金融経済の発展を阻害する要因にもなりかねないため避けるべきであろう。

本稿の問題点として、法の起源と内生的制度において、具体的に如何なる部分が適合することで金融経済を進展させるのであろうかという問題について、確固たる理論モデルが存在しないことがあげられる。したがって、今後の研究において具体的な理論モデルの構築が望まれると考える。

参考文献

- Albert, Michel, (1991) *Capitalisme Contre Capitalisme*, Paris, Seuil.
- ミシェル・アルベール著、小池はるひ訳 (1992) 『資本主義対資本主義』 竹内書店新社
- Berkowitz, Daniel, Katharina Pistor and Jean-Francois Richard, (2003a) “Economic development, legality, and the transplant effect”, *European Economic Review*, 47, pp. 165-195.
- Berkowitz, Daniel, Katharina Pistor and Jean-Francois Richard, (2003b) “The transplant effect”, *The American Journal of Comparative Law*, 51, pp. 163-203.
- Browne, Mark J. and Kihong Kim, (1993) “An International Analysis of Life Insurance Demand”, *The Journal of Risk and Insurance*, 60, 4, pp. 616-634.
- Campbell Ritchie A., (1980) “The Demand for Life Insurance: An Application of the Economics of Uncertainty”, *The Journal*

- of Finance*, 35, 5, pp. 1155-1172.
- IMF, World Economic Outlook April 2018.
URL: <https://www.imf.org/external/index.htm> [2018年 5 月
閲覧]
- Lewis Frank D., (1989) “Dependents and the Demand for Life Insurance”, *The American Economic Review*, 79, 3, pp. 452-467.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, and Andrei Shleifer, (2008) “The Economic Consequences of Legal Origins”, *Journal of Economic Literature*, 46, 2, pp. 285-332.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer and Robert W. Vishny, (1997) “Legal Determinants of External Finance”, *The Journal of Finance*, 52, 3, pp. 1131-1150.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer and Robert W. Vishny, (1998) “Law and Finance”, *Journal of Political Economy*, 106, 6, pp. 1113-1155.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer and Robert W. Vishny, (2000) “Investor Protection and Corporate Governance”, *Journal of Financial Economics*, 58, 1-2, pp. 3-27.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer and Robert W. Vishny, (2002) “Investor Protection and Corporate Valuation”, *The Journal of Finance*, 57, 3, pp. 1147-1170.
- OECD, Database, Insurance Statistics.
URL: <https://data.oecd.org/finance.htm> [2018年 5 月閲覧]
- World Bank, World Development Indicators.
URL: <https://data.worldbank.org/indicator> [2018年 5 月閲覧]

覧]

Yaari, Menahem E., (1965) “Uncertain Lifetime, Life Insurance, and the Theory of the Consumer” , *The Review of Economic Studies*, 32, 2, pp. 137-150.

Zweigert, K. and H. Kötz, (1998) *An Introduction to Comparative Law*, 3rd, ed., Oxford University Press.

五十嵐清 (2010) 『比較法ハンドブック』 勁草書房

滝沢正 (2009) 『比較法』 三省堂

謝辞

本稿は、平成30年度生命保険文化センター研究助成金による成果である。ここに記して深く感謝申し上げる。